

## 特記仕様書(解体工事)

### 岩丸事業宿舎建物解体撤去工事

#### I 工事概要

- 1 工事内容 木造平屋建て48.06m<sup>2</sup>×4棟、雑屋建て4.0m<sup>2</sup>×4棟 計210.40m<sup>2</sup>ほかの解体撤去処分
- 2 工事場所 高知県吾川郡仁淀川町岩丸下有美910-1外
- 3 構造規模 木造平屋建て48.06m<sup>2</sup>×4棟、雑屋建て4.0m<sup>2</sup>×4棟、木造車庫・差し掛け
- 4 延床面積 210.40m<sup>2</sup>
- 5 その他 解体建物に付帯する木造車庫、差し掛け及び残存雑物、敷地内外構廻り構造物、側溝、樹木、雑草等は全て解体撤去するものとする。

#### 建築工事仕様

#### II 1 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年度版)」(以下解体共通仕様書という。)による。ただし、「解体工事共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。尚、施工条件明示書は、特記仕様書に含める。  
「建設リサイクル法」及び高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の促進等の実施に関する指針(平成14年5月)を順守する。

#### 2 特記仕様書

- 1) 項目は、印の付いたものを適用する。
- 2) 特記事項は、印の付いたものを適用する。印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。  
印と※印の付いた場合は共に適用する。
- 3) 特記事項に記載の[ ]、( )及び< >内の番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」、及び「改修工事仕様書」の概要項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
一般 共通 事項	1 一般事項	※ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督職員の報告の上、指示に従うこと。 ※ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ 工事着手前及び完了時に、監督員と協議の上近隣家屋・近隣工作物の状況(地盤、擁壁、基礎、外壁、土間等)を調査・確認しておく。
	2 適用基準	※ 公共建築改修工事標準仕様書(建築:国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年度版)) ※ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年国土交通省大臣官房官庁営繕部監修) ※ 建設リサイクル法 ※ 建設副産物適正処理推進要領
	3 工事実績情報の登録	<input checked="" type="radio"/> 適用する 登録の手続きについては、(財)日本建築情報総合センターの「CORINSへの登録に関する規約」による。なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 ※ コプリスシステムに登録し適切な管理を行う。
	2 工事関係図書	
	1 予定工程表	※ 工事の着手に先立ち、予定工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。予定工程表の補足として、週間及び月間工程表を作成し監督職員に提出する。
	2 施工計画書	※ 工事の着手に先立ち、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。

章	項目	特記事項								
1 一般 共通 事項	3 工事の記録	<p>※ 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。又、全般的な解体工事等の状況及び建設副産物の状況、設計図書に定められた施工の確認の状況、などの記録・写真等を整備する。監督職員の請求により、提出または提示する。</p> <p>記録の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事日報 森林土木工事の工事日報記載内容に準じて作成する。</li> <li>② 工事写真       <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 着工前、工事中、完成時ともカラー写真とし、大きさは原則サービスサイズ以上とする。</li> <li>2) 工事写真帳は、A4判以上の工外用アルバムを標準とする。</li> <li>3) 撮影方法           <ul style="list-style-type: none"> <li>工事写真撮影に当たっては、原則として、次の事項のうち必要な事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象と共に写し込むものとする。</li> <li>① 工事名</li> <li>② 工事種目</li> <li>③ 撮影部位</li> <li>④ 寸法、規格</li> <li>⑤ 撮影時期</li> <li>⑥ 施工状況</li> <li>⑦ 立会者、受注者名</li> <li>⑧ その他参考となる事項</li> </ul> </li> <li>4) 撮影箇所           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 着工前               <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地全景</li> <li>解体建築物全景 棟毎</li> <li>解体外構工作物、設備等毎</li> </ul> </li> <li>② 工事中               <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設物(仮囲、仮設WC、現場事務所、工事看板等)</li> <li>分別解体の経過状況(作業順)</li> <li>分別解体後の最深部</li> <li>埋め戻し・整地の状況</li> <li>伐採、除根状況</li> <li>野外埋設物撤去状況</li> <li>供給設備関係の処理状況</li> <li>公害対策状況</li> <li>使用機械(解体機械、発生資材運搬車両等)</li> <li>発生材処分先及び搬入時の写真</li> <li>その他監督職員が必要と認め、指示した事項等</li> </ul> </li> <li>③ 完成時               <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地全景(解体後の整地等の完了後の状況)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>③ 完成時 敷地全景(解体後の整地等の完了後の状況)</p> <p>④ 完成図書 ※ 製本1部(製本形式 チューブファイル)</p> <p>※ 完成図書に綴じ込むもの</p> <table border="1" data-bbox="448 1350 1166 1467"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 1350 722 1379">※ 工事日報</th> <th data-bbox="722 1350 1166 1379">※ 工事写真</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1379 587 1408">* 敷地境界線</td> <td data-bbox="587 1379 1166 1408">* 道路境界線、道路幅員、排水溝等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1408 587 1438">* 方位</td> <td data-bbox="587 1408 1166 1438">* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1438 587 1467">* 敷地内設備位置</td> <td data-bbox="587 1438 1166 1467">* 敷地内設備位置(給水引き込み位置、下水桝位置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ その他監督職員の指示するもの</p>	※ 工事日報	※ 工事写真	* 敷地境界線	* 道路境界線、道路幅員、排水溝等	* 方位	* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等	* 敷地内設備位置	* 敷地内設備位置(給水引き込み位置、下水桝位置)
※ 工事日報	※ 工事写真									
* 敷地境界線	* 道路境界線、道路幅員、排水溝等									
* 方位	* 敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等									
* 敷地内設備位置	* 敷地内設備位置(給水引き込み位置、下水桝位置)									
	3 工事現場管理	<p>1 施工管理 ※ 工事に先立ち、当該工事の係る立地条件、埋設物等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。</p> <p>2 建設副産物対策等の責任者 ① 適用する ・ 適用しない</p> <p>3 電気保安技術者 ・ 適用する ・ 適用しない</p> <p>4 施工条件 ※ 作業日・作業時間は近隣施設を配慮し、監督職員と協議の上決定する。 ※ 建築物の電気設備・給排水換気設備等の最終処置を監督員と協議の上、適切に処理する。</p> <p>6 施工中の安全確保 ※ 建築基準法(昭和25年法律)、労働安全衛生法(昭和47年法律)、その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日建設省経建発第1号。以下「災害対策綱」という。)に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成7年5月25日建設省営監発第13号)を参考に、常に工事の安全に留意して現場代理人が管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。</p>								

章	項目	特記事項											
1 一般 共通 事項	7 交通安全管理 交通誘導員 統括安全衛生管理者 義務者の指名 火災保険等	<p>※ 建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行の関する事項について、関係機関と十分打合せの上、交通安全管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置人員等(作業時は1名以上常勤、その他必要に応じて適宜配置及び増員)</li> <li>労働安全衛生法第15条第1項に基づく指名を行う。</li> </ul> <p>※ 工事目的物及び工事材料等について、次により保健を伏す。</p> <p>保険の種類 ・ 火災保険 ※ 建設工事保険 保険期間 ※ 工事着手から工事目的物引渡しまで</p>											
	10 発生材の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き渡しを要するもの( )</li> <li>特別管理産業廃棄物( )</li> <li>現場において再利用を図るもの( )</li> </ul> <p>※ 再資源化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊</li> <li>※ 建設発生木材</li> <li>※ 廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。</li> </ul>											
2 仮 設 工 事	1 監督員事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける ・ m2程度 <input checked="" type="radio"/> 設けない</li> </ul> <p>備品等は監督職員の指示を受けて設置すること。</p>											
	2 工事用水	<p>構内既存施設 ・ 利用できる( ・ 有償 ・ 無償)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 利用できない</p>											
	3 工事用電力	<p>構内既存施設 ・ 利用できる( ・ 有償 ・ 無償)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 利用できない</p>											
	4 仮囲い	<ul style="list-style-type: none"> <li>設ける</li> <li>フラットパネル H ・ 防音シート</li> <li>パネルゲート <input checked="" type="radio"/> 工事看板、安全看板</li> </ul> <p>工事看板表示の形式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">解体工事の標示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事名称</td> <td>岩丸事業宿舍建物体解体撤去工事</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>木造平屋建て4棟外 210.40㎡</td> </tr> <tr> <td>工事期間</td> <td>契約締結の翌日～令和7年3月18日</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>嶺北森林管理署</td> </tr> <tr> <td>工事施工者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 工事用看板は、風圧等で倒壊しないように堅固に設置すること。 2 地色は、白または淡色系のものとし視認が容易な文字色・フォントで表現する。 3 工事用看板は、風圧等で倒壊しないように堅固に設置すること。 4 地色は、白または淡色系のものとし視認が容易な文字色・フォントで表現する。 5 表示板の大きさは横180cm×縦90cm程度を標準とする。</p>	解体工事の標示		工事名称	岩丸事業宿舍建物体解体撤去工事	構造・規模	木造平屋建て4棟外 210.40㎡	工事期間	契約締結の翌日～令和7年3月18日	発注者	嶺北森林管理署	工事施工者
解体工事の標示													
工事名称	岩丸事業宿舍建物体解体撤去工事												
構造・規模	木造平屋建て4棟外 210.40㎡												
工事期間	契約締結の翌日～令和7年3月18日												
発注者	嶺北森林管理署												
工事施工者													
	2 1 騒音・粉塵の対策	<p>※ 設ける(適用は特記による。施工業者は工事中、適宜騒音・粉塵等の対策に最善をつくすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設けない</li> </ul>											
	2 散水養生	<p>ブレーカー、穿孔機、破碎機、圧砕機等による粉塵派生部に常時散水を行う。</p> <p>※ 粉塵が隣地周辺に飛散しない様、散水養生等を徹底する。</p>											
3 解 体 施 工	1 3 施工調査	<p>※ 分別解体等の計画作成に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重機・コンクリート破砕片等の想定される荷重に対して、床の強度等の構造計算を行い、構造的な安全性を確認する。</li> </ul>											
	2 1 事前措置	<p>※ 適用する (「解体共通仕様書」3.2.1)</p>											
	3 1 解体順序	<p>※ 解体手順は次の(1)から(7)による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し、監督職員に報告する。</p> <p>(1) 建築設備 (5) 基礎・杭その他 (2) 内・外装材 (6) 構内舗装等 (3) 屋根葺材等 (7) 地下埋設物、埋設配管 (4) 躯体</p>											

章	項目	特記事項
3		
解体 施工	4 1 建築設備	<p>※ 電気設備は、次の(1)から(7)に分別解体する。</p> <p>(1) 蛍光灯、HIDランプ (5) 配管類  (2) 小型二次電池 (6) 電線・ケーブル類  (3) 機器類 (7) その他の電気設備  (4) 断熱材</p> <p>※ 機械設備は、次の(1)から(6)に分別解体する。</p> <p>(1) 配管及びダクト (4) 浄化槽、ユニットバス  (2) 機器類 (5) 衛生陶器類  (3) 保温材 (6) その他の機械設備</p>
	5 1 内装材 7.外装材	<p>※ 内・外装材等は、次の(1)から(6)に分別解体する。</p> <p>(1) 木材 (3) セッコウボード (6) その他の内・外装材等  (2) 鋼製建具、アルミニウム製建具 (4) ALCパネル  及びステンレス製建具等 (5) 壁、天井材等の金属下地</p>
	6 1 屋根葺材等	<p>※ 屋根葺材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。</p> <p>(1) 長尺金属板及び折板等 (3) 屋根葺材等の金属下地  (2) 粘土瓦及びセメント瓦等 (4) その他の屋根葺材</p>
	2 屋根防水	<p>※ 屋根防水材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。</p> <p>(1) 防水層保護のコンクリート及びびり (3) アスファルト防水材  (2) 断熱材等 (4) その他の防水等</p>
	8 1 躯体	<p>※ 躯体は次の(1)から(5)に分別解体する。</p> <p>(1) コンクリート (4) 木材  (2) 鉄筋 (5) その他の構造材  (3) 鉄骨</p>
	2 躯体の解体	<p>※ 解体に当たっては、施工計画書の手順に従って進め、躯体の安定性を常に確認する。  施工計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>※ 解体に重機を使用する場合は、使用する重機やコンクリート塊等の重量及び振動や衝撃に対して、床、はり等に適切な補強を行い安全性を確保する。</p> <p>※ 解体工法は、「解体共通仕様書」 3.7.2の(c)の(1)から(5)による。ただしこれにより難しい場合は、監督職員と協議する。</p>
	3 地階躯体等	<p>・ 地階解体に当たっては、周囲土圧の検討を十分に行い、必要であれば土留め、切梁の施工を行う。</p> <p>※ 地形を崩壊させる可能性のある基礎・擁壁は監督職員と協議し、解体しないものとする事ができる。</p>
	9 基礎・杭	
	1 基礎等	<p>※ 解体する 基礎等は、騒音・振動に配慮し、分別解体する。  ( 便槽コンクリートも解体撤去し適切な埋め戻しを行う。 )</p> <p>・ 解体しない  ( 図示ニヨル。 )</p>
	2 杭	<p>・ 解体する  ( )</p> <p>・ 解体しない</p>
	11 1 構内舗装等	<p>※ アスファルトコンクリート及びコンクリート等は分別解体する。</p> <p>※ 樹木等の伐採伐根及び移植は、別記による。</p>

章	項目	特記事項	
3 解体 施工 建設 廃棄物 の 処理	12 1 地下埋設物・地下配管等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下埋設物及び埋設配管等の解体は、特記による。</li> <li>※ 地下埋設物及び埋設配管等は、可能な範囲で撤去し分別解体する。</li> </ul>	
	13 1 解体後の整地 整地・埋め戻し・盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 解体後の埋め戻し、盛土をは図示による。 埋め戻し・盛土の材料 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種</li> <li>※ 解体に必要なに応じて掘削した地形等は可能な限り現状の地形に準じて復旧するものとするが、監督員と打ち合わせにより許容できる復旧の範囲であるものはその限りではない。</li> </ul>	
	4 1 1 建設廃棄物の 処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、施工計画書に記載する。 処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。</li> </ul>	
	4 1 再資源化の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 元請業者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化を行わなければならない。 また、対象建設工事でその他の建設廃棄物、対象建設工事以外の工事で生じた建設廃棄物についても、元請業者は、可能な限り再資源化に努めなければならない。</li> <li>※ 元請業者は、現場において分別のできなかった混合廃棄物については、再資源等の推進及び適正な処理の実施の為、選別設備を有する中間処理施設の活用を努めなければならない。</li> </ul>	
	3 再資源化完了 報告書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について(建設リサイクルガイドライン)(平成14年5月30日 国営計第25号)による再資源化利用促進計画書(実施書)を監督職員に提出する。</li> </ul>	
	4 最終処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて処分場の受入れの可否を確認し、廃棄物処理法を遵守し、適正に処分しなければならない。</li> </ul>	
	5 処理に注意を要する建設廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ CCA処理木材(クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐処理モ木材)は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。</li> <li>※ ひ素・カドミウム含有石膏ボードは、他の石膏ボードと分別し、製造業者に処分を依頼する。ただし、製造業者による処分が困難な場合は、関係法令に従い、管理型処分場で処分する。</li> </ul>	
	5 特別 管理 産業 廃棄物 等 の 処理 等	1 1 施工調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物等の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。</li> </ul>
		3 特別管理産業 廃棄物等の 処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、回収計画を定め、施工計画書に記載する。</li> </ul>
		2 1 特別管理産業 廃棄物の処理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 元請業者は、飛散性アスベスト、PCB排気物等の特別管理産業廃棄物に該当する廃棄物について、廃棄物処理法等に基づき、適正に処理しなければならない。</li> </ul>
		4 1. 廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 事前のアスベスト調査において、浴室天井ケイカル板t6にアスベスト含有がみとめられている。適切に解体処分するものとする。また、解体施工中においてアスベストの疑われるものを発見した時はすみやかに監督職員と協議するものとする。</li> </ul>
		PCBを含む機器類	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定木等、PCBを含む機器類は、PCBの飛散、流失がない様に適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引き渡す。 引き渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。</li> </ul>
PCB含有シー リング材		<ul style="list-style-type: none"> <li>※ PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、監督職員に引き渡す。 引き渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。</li> </ul>	
廃油	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オイルタンク、オイルサービスタンの残油は、関係法令等に従い回収し、中間処理施設で再生処理又は焼却処分する。 (本建物は廃油回収済みであるが、尚現地確認の上適切に施工計画すること。)</li> </ul>		

章	項目	特記事項
6 石綿含有建材の除去及び処理	2 2.石綿作業主任者 3.除去作業 5.施工区画への関係者以外の立入禁止 6.表示及び掲示 5 1.石綿含有成形版等の除去 2.工法 3.保管・運搬・処分	<p>※石綿含有建材の除去にあたり、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。</p> <p>※石綿含有建材の除去に従事する作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。</p> <p>※作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。</p> <p>※大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。</p> <p>※石綿含有成形版の除去は、原型のまま、手バラシで行う。</p> <p>なお、やむを得ず切断、破碎等を行わなければならない場合は、監督職員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。</p> <p>※保管、運搬・処分は共通仕様書に基づき適切に保管、運搬・処分する。</p>
7	3 1 特殊な廃棄物	<p>※ 元請業者及び自主施工者は、建設廃棄物のうち冷媒フロン使用製品、蛍光管等について、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。</p>
8 その他・特記事項	1 1 施工注意事項 2. 現地注意事項 3 本解体設計図について	<p>1 施工前に各関連諸官庁提出する解体に関する書類・申請等は、元請業者が遅滞なく提出する。発注者と協議の必要な書類については、提出前に監督職員の確認を受けること。 提出した書類・申請書のコピーを、遅滞なく監督職員に提出すること。</p> <p>2 現場への進入路については関係道路管理者と協議の上、安全・養生方法等を考慮し、施工計画をたてること。</p> <p>3 施工前の現場付近の施工業者通常範囲での調査を実施し、写真・記録を残すこと。</p> <p>4 産業廃棄物運搬車両には飛散防止シートをかぶせて運行すること。</p> <p>5 解体中作業中は散水等を行い、粉塵の飛散の防止に努める。</p> <p>6 埋め戻し、地盤の締め固めは特に注意を払い、後日沈下等のない様施工する。</p> <p>7 産業廃棄物処理場までの経路を確認し、安全な搬出計画を建てること。</p> <p>8 工事施工前、施工中、工事完了等の工程の流れを写真に記録し日誌と共に提出すること。</p> <p>9 本工事で必要な関係書類等を、工事終了後まとめて提出すること。</p> <p>1 工事関係者以外が進入禁止の看板及び進入防止処置等を行うこと。</p> <p>2 工事に際し粉塵等が飛散しない養生とし、必要に応じてシート養生、散水養生等を行う。</p> <p>3 外周フェンス・擁壁及び周囲の水路・側溝を除き、敷津内は全て解体撤去、処分するものとする。基礎や便槽・土間等の掘削ヶ所は、碎石又はダケ土にて締固め穴埋めを行ったのち、全体的に敷き均し整地を行う。</p> <p>4 樹木は伐採し、雑草は草刈及び根起こしを行い、全体に整地を行う。</p> <p>5 整地。敷き均しについては、監督員と打ち合わせの上、行うものとする。</p> <p>6 敷地内埋設の設備配管、配線、排水樹等は可能な限り撤去するものとする。</p> <p>1 本解体設計図は、簡易に建物及び敷地を実測し概略の建物及び附帯設備の面積を算出しています。解体見積もりに使用できる程度の誤差のある数値であることをご理解下さい。</p> <p>2 構造数量及び造作数量等も概算で拾い出し重量換算してあるが、想定での積算でもあるので現地確認して頂き、内訳書は参考として見積もり算出頂ければ幸いです。</p> <p>3 内部の残存物についても、現地を確認頂き見積もりに算入して下さい。</p> <p>4 見積り及び工事に際しては必ず現地確認し、安全性を考慮した進入路・解体方法・搬出方法を検討した見積り及び解体工事を行うものとする。</p>